ダイバーシティ 経 営 推 助 金

応募期間:4月5日(月)~5月14日(金) **※上限額:80万円**

※新型コロナウィルス感染症対策のため、郵送での提出にご協力お願いします。 詳細は申請方法をご覧ください。

■概要

雇用の安定と、多様性(ダイバーシティ)を活かした経営の推進を目的に、女性や障がい者のための環境設備の増改築を行う事業に対し補助金を交付します。

- ■申請要件(次の全ての要件に該当する者)
 - ① 市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者。
 - ② 主たる業種が製造業である者。(日本標準産業分類による)
 - ③ 市税を完納している者。
 - ④ 綾瀬市工業データベースに自社の企業情報等を掲載している者、又は交付決定までに掲載を 行う者。
 - ⑤ 綾瀬市暴力団排除条例に掲げる暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当しない者。
 - ⑥ 同様の趣旨の他の補助金等の交付(国及び県によるものを含む。)を受けていない者。
 - ⑦ 本事業に係る工事を市内企業に発注する者。
 - ⑧ 申請年度に、事業を実施する事業所において、女性及び障がい者を採用もしくは採用を予定している者。
 - ⑨ 事業完了年度から2年間、市へ採用状況を報告することができる者。
 - ⑪ 日本語教育の推進に関する法律に基づき、外国人従業員を雇用している場合には、日本語学習の機会の提供とその他の日本語学習に関する支援に努める者。
 - ① かながわSDGsパートナーの登録に向けた取組に努める者。

■補助対象

- ①市内の事業所に設置されるもの。
- ②補助対象:トイレ、シャワールーム、更衣室、車椅子通路、点字ブロック、スロープ、手すり、 エレベーター、階段昇降機、多機能トイレ等に係る工事費、設計等に係る委託料 ※既存設備の取り壊しにかかる費用は除く
- ③女性及び障がい者の就労に際しての安全対策。
- ④交付決定の日から令和4年2月28日(月)までに導入及び設置が完了するもの。
- ⑤リース契約に基づくものでないもの。
- ⑥その他市長が特に必要と認めたもの。

■補助金額及び予算額

・補助金額:補助対象経費の2/3以内、限度額80万円

• 予算額: 160万円(上限80万×2社)

■申請期間・事業完了期限

申請期間:令和3年4月5日(月)~5月14日(金)※郵送の場合、消印有効。

事業完了期限(厳守):令和4年2月28日(月)※工事等の完了、支払い含む

■申請方法

申請期間内に、申請書類を整え、工業振興企業誘致課へ郵送又は、直接ご提出ください。

新型コロナウィルス感染症対策のため、極力郵送での提出にご協力ください。

- ※提出前に必ず工業振興企業誘致課へ作成した申請書類一式をメールで送信し、事前確認を受けてください。
- ※申請金額の合計が予算額を超えた場合は「抽選」により交付対象者を決定します。
- ※申請期間中に申請金額が予算額に満たなかった場合は「先着順」で交付対象者を決定します。

■申請書類

- •申請書
- 事業計画書
- ・反社会的勢力に係る誓約書
- 役員等一覧表
- ・仕様書(工事仕様書、設計図面、カタログ、工事前後の写真等を含む)
- 見積書
 - ※仕様書に基づき、市内事業所2社以上から取得したもの
- 改修前と改修後の平面図
- 直近の決算書
- ・企業の概要が分かる書類(企業パンフレット等)
- 新規採用募集を行っていることが分かる書類(求人票や採用のHP画面等)

※申請時点で用意ができない場合は、実績報告時でも可。

■注意事項

- ・事業継続が1年未満の中小企業者であっても、創業支援融資又は企業立地条例に係る認定を受けて操業を開始した場合には対象とします。
- 算出した補助金額において、1.000円未満の端数が生じた場合には切り捨てます。
- ・値引き等は按分し補助対象経費を決定します。
- 申請内容によっては受付できない場合があります。
- 本事業に係る経費の支払い方法は「現金」又は「銀行振込み」のみとします。
- ・施工にあたっては、必ずバリアフフリーに配慮した仕様としてください。

(例:段差解消、スロープ・手すりの設置等)

■問い合わせ

住 所: 〒252-1192

神奈川県綾瀬市早川 550 番地

綾瀬市 産業振興部 工業振興企業誘致課

電 話:0467-70-5661(直通)

メール: wm. 705661@city. ayase. kanagawa. jp